

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

TEL 64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp

人権擁護委員をご存知ですか？

○「人権擁護委員」ってどんな人？

人権擁護委員は、湯浅町長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々です。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行っています。

○6月1日は「人権擁護委員の日」です！

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、より一層の人権尊重思想の啓発に努めています。



▲ピンクのベストを着て啓発をしています

湯浅町には、次の5名の人権擁護委員がおられます。(敬称略)

ほしやま しゅんじ
●星山 俊二

なかお かずひら
●中尾 一平

ひらばやし そのこ
●平林 園子

みやい よしかず
●宮井 義和

ほった ただし
●堀田 正

湯浅町特設人権相談

「人権擁護委員の日」にちなみ、次のとおり特設人権相談を開設します。

■日時 6月1日(☎) 10時～16時

■場所 総合センター 2階 談話室

■電話番号 64-1126

※相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。
お電話での相談も受付けています。

障がい者等用駐車場の適正利用のために

問 福祉課福祉係 (☎番窓口) TEL 64-1120

障がい者等利用駐車場区画は、身体に障がい(視覚障がい・肢体不自由・心臓や腎臓などの内部障がい)のある方や、妊産婦、高齢者、病气やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りをしやすく配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。

